

鳥取県告示第444号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定により従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------|------------|----------------------|-----------------------|-----------|------------|
| 有限会社武本薬局 代表取締役 武本充雄 | 倉吉市伊木201-4 | 武本薬局 | 倉吉市西倉吉町22-14 | 居宅療養管理指導 | 平成18年11月1日 |